

羽幌町いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成6年9月30日規則第8号）

最終改正:平成17年12月21日規則第31号

改正内容:平成17年12月21日規則第31号〔平成31年3月31日〕

---

○羽幌町いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成6年9月30日規則第8号

改正

平成17年12月21日規則第31号

羽幌町いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則

（目的）

第1条 この規則は、羽幌町いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例（平成6年羽幌町条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の配置）

第2条 条例第4条の規定による職員は、次のとおりとする。

所長

次長

その他の職員

（目的外使用等の禁止）

第3条 使用者は、羽幌町いきいき交流センター（以下「交流センター」という。）の使用承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

（使用者の遵守事項）

第4条 使用者は、条例第7条の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）許可なく施設備品を使用しないこと。
- （2）騒音若しくは暴力等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （3）許可なく施設にはり紙及び看板の類をはり付け又は設置しないこと。
- （4）許可なく施設において販売行為をしないこと。
- （5）その他施設の管理運営に支障を及ぼす行為をしないこと。

（特別設備の設置）

第5条 使用者は、特別の設備を設け又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

（現状回復）

第6条 使用者は、交流センターの使用を終えたとき、若しくは使用を停止されたとき、又は使用の承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を現状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

（指定管理者制度による読み替え）

第7条 条例第8条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第5条、第6条第2項中「町長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成6年12月4日から施行する。

附 則（平成17年12月21日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

---